

改正道交法 2024のポイント

～自転車の
交通ルールが
変わります～



1 反則金を導入

16歳以上の信号無視や一時不停止等は
交通反則通告制度（反則金納付）の対象に

2 罰則の強化

2024年11月1日から
詳しくは裏面

自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、
酒気帯び運転の罰則規定を整備

3 安全確保

自動車が自転車の右側を通過する場合※1、

自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け
自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

※1 自動車と自転車の両者の間に十分な間隔がない場合をいいます

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、

1 と **3** は公布から2年以内、**2** は2024年11月1日に施行

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中のながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。
※停止中の操作は対象外

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反復して行った者は講習制度の対象となります。
※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。